

令和 6 年度第11回
東京都私立学校審議会
会議録（第846回）

令和 7 年 3 月 17 日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室 A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 ただいまから、令和 6 年度第 11 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員 20 名の方のうち、17 名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしてございますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

初めに、東京都私立学校審議会運営細則及び東京都私立学校審議会傍聴規程の一部改正についてでございます。

それでは、改正内容につきまして、事務局から、説明願います。

○事務局 それでは、東京都私立学校審議会運営細則及び東京都私立学校審議会傍聴規程の一部改正につきまして、配付しております資料に基づきまして、御説明いたします。

私立学校法の一部を改正する法律が令和 7 年 4 月 1 日に施行されます。また、令和 7 年 4 月 1 日付の東京都の組織改正で、局の名称を「生活文化スポーツ局」から「生活文化局」に変更します。これに伴い、同法を引用している箇所の条項ずれなどに係る規定整備を行う必要があります。

つきましては、東京都私立学校審議会運営細則を別紙 1 のとおり、東京都私立学校審議会傍聴規程を別紙 2 のとおり、改正したく存じます。

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日といたします。

改正条文につきましては、「3. 新旧対照表」のとおりです。

なお、局の名称変更については、令和 7 年第 1 回東京都議会定例会に提出する東京都組織条例の一部を改正する条例案が可決された場合に確定いたします。

説明は、以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、本 2 件の規定については、それぞれ、別紙のとおり、改正することといたします。

次に、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、説明願います。

○加倉井私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります7件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和7年3月17日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、母子保健研修センター助産師学校の収容定員に係る学則変更認可について（文京区）、ほか6件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件7件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となつてございます議案第1号から議案第7号につきまして、各部会におきまして御了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、各種学校についての案件でございます。

議案第1号は、母子保健研修センター助産師学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第1号、母子保健研修センター助産師学校の収容定員に係る学則変更認可について、御説明いたします。

母子保健研修センター助産師学校は、各種学校として昭和53年5月12日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の減少に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

変更の理由は、実習施設の確保が困難なため、定時制の廃止及び全日制を減員するものでございます。

設置者は公益財団法人東京都助産師会館で、理事長は岡本喜代子氏、校長は村山輝子氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、全日制を30名から25名に減員し、定時制を廃止します。これにより、総定員は70名から25名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から要項11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第2号は、大泉学園幼稚園の設置者変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、大泉学園幼稚園の設置者変更認可について、御説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ、要項1から要項3に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、幼稚園の存続を図るものでございます。

新設置者は加藤理実子氏、園長は加藤理実子氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項8に記載のとおりです。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

なお、新設置者は、練馬区指導の下、学校法人化への移行に向けた検討を進めています。今回、まずは旧設置者の相続人への設置者変更を行った上で、都並びに園所轄庁である練馬区とも連携し、早期の学校法人化に向けて進めてまいります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第3号は、葛飾若草幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、葛飾若草幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ、要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人清田学園、園長は清田宏美氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の13学級335名を8学級175名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から要項10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号は、成増すみれ幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、成増すみれ幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ、要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項4に記載のとおり、本園は、幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和7年4月1日に開園する予定であることから、幼稚園としての廃止認可を行うものでございます。

設置者は学校法人成増すみれ学園、園長は持橋信子氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育を実施する予定です。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍又は退職いたします。

指導要録等の引継方法、資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ、要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申い

たします。

議案第 5 号は、檜の実幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 5 号、檜の実幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項 4 に記載のとおり、本園は、幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和 7 年 4 月 1 日に開園する予定であることから、幼稚園としての廃止認可を行うものでございます。

設置者は檜葉和英氏、園長も同じく檜葉和英氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育を実施する予定です。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍又は退職いたします。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ、要項 9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。なお、要項11（5）に記載の幼保連携型認定こども園につきましては、現在の幼稚園設置者である個人から社会福祉法人へ、教育方針、園児、教職員等を切れ目なく引き継ぎ、運営することとしています。そのため、要項 9 に記載の指導要録等は、法令に基づき、所轄庁である武蔵野市に引き継ぐこととなっております。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

御質問はございませんでしょうか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第 5 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第 6 号は、矢の口幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 6 号、矢の口幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項 4 に記載のとおり、本園は、幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和 7 年 4 月 1 日に開園する予定であることから、幼稚園としての

廃止認可を行うものでございます。

設置者は学校法人子どもの森、園長は角田洋氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する予定です。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍又は退職いたします。

指導要録等の引継方法、資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ、要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、多摩川幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号、多摩川幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ、要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項4に記載のとおり、本園は、幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和7年4月1日に開園する予定であることから、幼稚園としての廃止認可を行うものでございます。

設置者は学校法人多摩川学園、園長は濱川喜亘氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する予定です。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍いたします。

指導要録等の引継方法、資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ、要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申い

たします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

次回の開催は、4月21日、月曜日を予定しております。

御審議、誠にありがとうございます。

午後3時16分閉会